仲間と学び、体験しながら ジュニアリーダーを目指しませんか

未来を担うジュニアリーダー

養成講座▲



HPで詳しく

日程·会場等

- ▶ 講座···6月19日(□)、7月10日(□)·24日(□)、9月11日(□)、10月2日(□)、11 月6日(日)、12月18日(日)、令和5年1月8日(日)・29日(日)、2月5日(日)・19日(日)、 時間は各日午前10時~12時/子ども総合センター(新宿7-3-29)
- ▶キャンプ…8月18日休・19日金(1泊2日) / ヒゲッチキャンプ場(埼玉 県児玉郡神川町上阿久原1012)(予定)

対象 区内在住・在学の小学4年生~中学3年生、15名

内容 ジュニアリーダーとして必要な基本的な知識・技術、野外活動の知 識・技術、キャンプ体験ほか

申込み 任意の用紙かはがきに6面記入例のほか学校名、学年、保護者氏 名・連絡先、応募の動機(受講者自身で記入)を記入し、ファックスまたは 郵送で5月13日(必着)までに問合せ先へ。応募者多数の場合は抽選。詳し くは新宿区ホームページ(上二次元コード)をご覧ください。

問合せ 子ども家庭支援課子育て支援係(〒160-0022新宿7-3-29、 子ども総合センター内) ☎(3232)0695・21(3232)0666



こども・教育

「こどもエコ広場新宿」 新メンバー募集

月1回、エコギャラリー新宿を拠点 に、工作やもの作り、実験等を通して楽 しみながらエコについて学び活動しま す(登録は無料。一部参加費用あり)。 期間 4月~令和5年3月(8月を除く

全11回) ※オンライン開催の場合もあります。

対象区内在住・在学の小学生

内容 環境がテーマのワークショップ 会場・申込み 電子メール・ファックス に6面記入例のほか、学校名・学年・電 子メールアドレスを記入し、問合せ先 へ。登録は随時受け付けます。

問合せ 環境学習情報センター(西新宿 2—11—4、新宿中央公園内) ☎ (3348) 6277 • (3344) 4434 • (minfo@ shinjuku-ecocenter.jp

親子で楽しむ季節の工作

<u> イベント</u>

● ポップアップカード作り

日時 5月14日出午後1時~3時 会場 エコギャラリー新宿(西新宿2― 11-4

対象 小学生まで のお子さんと保護



申込み 4月27日(水)

から電話または直接、問合せ先へ。

問合せ 角筈図書館(西新宿4-33-7) **5** (5371) 0010

就学相談をご利用ください

● お子さんの入学・進学・転学に 心配等のある方へ

お子さんが心身の状態や成長に応じ

て適切な教育を受 けられるよう、専 門の相談員が教 育環境・内容等を



保護者と一緒に考えます。

受付期間 4月~11月

対象 令和5年4月に小・中学校に入学 予定の方、現在小・中学校に在籍し、特 別支援学級または特別支援学校への転 学を考えている方

※現在小・中学校に在籍し、まなびの教 室へ通う希望のある方は、各校にご相 談ください。

問合せ 教育支援課特別支援教育係(大 久保3-1-2、新宿コズミックセン ター4階) ☎ (3232) 3074

福祉制度をご利用ください

ひとり親家庭 (母子・父子) 等の方へ

★ HPで詳しく

▲ひとり親の

相談先に困ったときや、対象の 要件等詳しくは、お問い合わせく ださい。

問合せ 子ども家庭課育成支援係 (本庁舎2階) ☎ (5273) 4558



助成•相談

●養育費確保支援事業

養育費の取り決めに必要な公正証書の作成や家 庭裁判所への申し立て費用、弁護士への相談料を助 成します。

対象 4月1日以降に養育費の取り決めに関する公正 証書等を作成し、費用を負担した方で、ひとり親 家庭の親または離婚協議中で離婚後にお子さんを 扶養する予定の親

● 家事援助者雇用費助成

一時的な残業等を理由に利用する家事援助者の雇用費を助成します(利用要件 等あり)。

対象 義務教育修了前のお子さんを扶養しているひとり親家庭の親

●就労相談

就労・資格・技術取得の情報提供、就労に向けたアドバイス等を行います(所得制 限等要件あり)。

対象 20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭の親

● 家庭相談、ひとり親相談

離婚・養育費等の家庭内の相談や、ひとり親家庭の子育ての悩み・学費等の各種 相談をお受けします。

● 東京都母子・父子福祉資金貸付

就学・就職等の資金を貸し付けます(面接審査あり)。

対象 都内に6か月以上お住まいで、20歳未満のお子さんを扶養しているひとり 親家庭の親

●ひとり親家庭休養ホーム

対象 20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭の親と子

手当・医療費助成

いずれも所得制限・要件があります。

対象 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで (児童扶養手当・医療費助成は、障害児は20歳まで) のひとり親家庭の児童を養育している方

●児童育成手当

手当額(月額) 児童1人に付き13.500円

●児童扶養手当

手当額(月額) 所得に応じて10,160円~43,070円。児童が2人以上のときは、第2 子は5,090円~10,170円、第3子からは1人に付き3,050円~6,100円を加算(令 和4年4月1日現在)

● 医療費助成

健康保険が適用になる診療・処方を受けた場合の医療費を助成します。



指定の宿泊施設と日帰り施設を無料または低額な料金で利用できます。

HPで詳しく)



▲ひとり親家庭の 手当:助成